公　　告　　書

伊勢原市公告第158号

令和８年１１月６日

伊勢原市長　　萩原鉄也

次の書類は、交付すべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため、地方税法第２０条の２の規定により公示します。

なお、申出があればいつでも交付を受けられるよう当市役所に保管してありますが、掲示を始めた日から起算して　７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達を受ける者	公示送達する書類
ＢＵＩ　ＤＵＣ　ＬＩＮＨ	督促状